

[VI]琴引浜の鳴き砂保全の取組み（京都府）

■ 取組みの概要・背景

琴引浜（平成 19 年に国の天然記念物及び名勝に指定）は丹後半島北西岸の京都府京丹後市（旧網野町）にあり、日本最大級の鳴き砂の海岸である。鳴き砂の希少価値に関する、同志社大学の故三輪教授による熱心な啓蒙活動もあり、琴引浜は昭和 53 年に旧網野町の指定文化財となった。リゾート計画への対応のため地元住民により昭和 62 年「琴引浜の鳴り砂を守る会」（以下、「守る会」）が設立され、旧網野町教育委員会・文化財担当の事務局協力のもとで、地元主体での海岸の保全活動が行われている。その後、喫煙灰による鳴き砂への悪影響が明らかになったことを受けて、浜の禁煙化等を規定した「網野町美しいふるさとづくり条例」が平成 13 年に制定されるなど、行政機関の一定の協力のもとで持続可能な琴引浜の環境保全活動を推進している（平成 16 年の合併による京丹後市の誕生後も、この条例はそのまま引き継がれている）。

■ この取組みで行われた総合的沿岸域管理

- ・ 禁煙化を規定した「網野町美しいふるさとづくり条例」では、海岸管理を担う地域の取組みの認定について規定している。すなわち、琴引浜は特別保護区域に指定され、条例にもとづく認定環境保護団体である守る会が、喫煙禁止等の管理活動を主体的に実施できるようになった。なお、この条例の制定には、平成 11 年の海岸法改正によって琴引浜の日常的な管理が旧網野町に移ったことも一つの背景となっている。

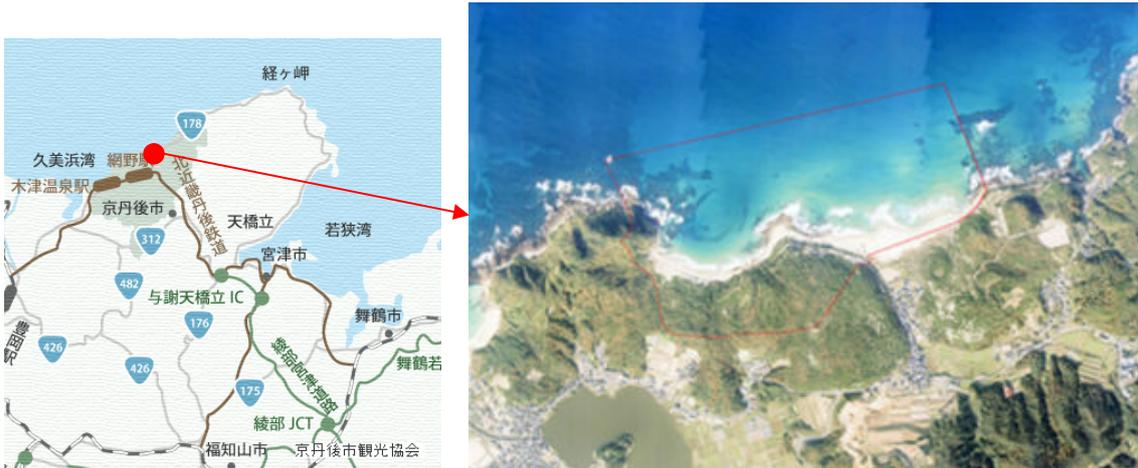
■ 成功のポイント

旧網野町の担当者による支援が守る会の活動を成功に導いた

事務局長を務めた旧網野町の教育委員会担当者が、琴引浜の保全活動に共感し、異動後もボランティアとして守る会の活動を続けたことが、守る会と行政のパイプ役として、守る会の活動・運営の継続に大きく貢献した。「網野町美しいふるさとづくり条例」制定の際も、旧網野町の企画課長として制定に向けて積極的に取組んだ。なお、条例の制定には法律の専門家の協力を得ており、実効性の乏しい罰金等の禁煙違反への罰則規定を削除するなどの現実に即した対応が行われた。

持続可能な活動を支える地域での経済的な裏付け

地元では地区で支えあうというルールがあり、琴引浜の保全活動にも生かされている。地区にある駐車場の収益を清掃協力費として自治会で管理し、琴引浜の清掃活動や地区の環境保全に使い、地域の生活環境整備に役立てている。これにより保全活動への負担感が小さくなり、無理なく継続可能な活動となった。「自然環境保全功労賞」（京都府、平成 7 年）や「地球環境保全功労賞」（環境省、平成 8 年）などの数多くの外部からの評価も、地域における活動の励みとして取組みの継続に貢献した。また、琴引浜の先進的な活動に魅せられた大学等の研究者と交流を続け刺激を続けていることも、地域の人々を元気づけている要因となっている。



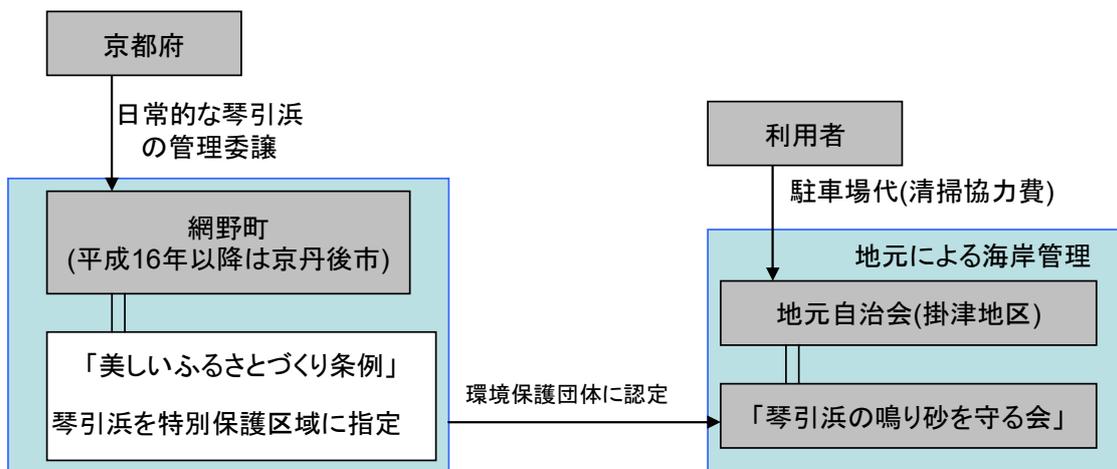
図：国の天然記念物及び名勝の指定範囲（左図の赤線で囲まれた範囲）

（出典：京丹後市のホームページ）



図：ゴミひとつない琴引浜の光景（左）と浜の入口にある保護への協力を求める看板（右）

（平成 23 年 2 月撮影）



図：琴引浜の現在の海岸保全体制の模式（現地調査結果をもとに作成）